

イーストコア曳舟自治会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、イーストコア曳舟自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、墨田区京島1丁目1番1号から墨田区京島1丁目2番2号までの区域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、下記住所に置くものとする。

記

東京都墨田区京島1丁目1番1－117号 イーストコア曳舟

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する世帯及び事業所とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する世帯及び事業所で、本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の申込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなったとき
- (2) 本人から別に定める退会届が会長に提出されたとき

2 会員が死亡し、また失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役 員

(役員)

第9条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以上
- (3) 会計 2名
- (4) 監査 2名

(役員の選任)

第 10 条 本会の役員は総会に於いて会員の中から選任する。

- 2 監査と会長、副会長と会計は、相互に兼ねることができない。
- 3 任期途中に役員に欠員が生じた場合は、補欠で充当する役員は役員会において選任する。
- 4 補欠として選任された役員が期を越え役員を継続する場合は、補充期の次期の定時総会において役員選任の議決を得なければならない。

(役員の職務)

第 11 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。
- 3 会計は本会の会計業務を運営管理する。
- 4 監査は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産状況を監査すること
 - (2) 会長、副会長及び会計の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 会計及び資産の状況または業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなくてはならない。

第 4 章 総 会

(総会の種別)

第 13 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第 14 条 総会は会員をもって構成する。

(総会の審議事項)

第 15 条 総会に於いては次の事項を審議する。

- (1) 前年度の事業報告及び収支決算
- (2) 新年度の事業計画及び収支予算
- (3) 規約の改正
- (4) 役員の選任
- (5) その他、会長又は役員会が必要と認めた事項

(総会の開催)

第 16 条 通常総会は、毎年度決算終了後 3 ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 全会員の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
 - (3) 第 11 条第 4 項第 4 号の規定により監査から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第 17 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項 2 号及び第 3 号の規定により請求があったときは、その請求があつた日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の 7 日前までに文章をもつて通知しなければならない。

(総会の議長)

第 18 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第 19 条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 20 条 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数の賛成によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第 21 条 会員は、総会において各々 1 個の議決権を有す。

(総会の書面表決等)

第 22 条 止むを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決し、またはほかの会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（前項の規定により全員を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決権
- (4) 議決の経過概要及びその結果
- (5) 議事録署名者の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名者 2 人以上が、署名しなければならない。

第 5 章 役 員 会

(役員会の構成)

第 24 条 役員会は、監査を除く役員をもつて構成する。

(役員会の権能)

第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する

2 会長は、役員からの会議の目的である事項を記載した書面をもって招集を請求があったときは、その請求があった日から 30 日以内に役員会を招集しなければならない。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数)

第 28 条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これら規定中、「総会」とあるものは「役員会」と、「会員」といあるものは「役員」と、それぞれ読み替えるものとする。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 31 条 本会の資産のうち第 29 条第 1 号に掲げるものを処分し、または担保に供するときは、総会において総会員の過半数の承認を受けなければならない。

(経費の弁済)

第 32 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会にて議決を経ていないときは、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入・支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監査の監査を受け、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の過半数の承認を受けなければ変更することができない。

(解散)

第37条 本会を解散するときには、総会において総会員の過半数の承認を得なければならぬ。

(残余財産の処分)

第38条 本会を解散するときに有する残余財産は、総会において総会員の過半数の承認を得て処分するものとする。

第8章 雜 則

(備え付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等試算の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければばらない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1. この規約は、設立日である平成23年10月30日より施行する。
2. 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会において定める。
3. 本会の設立初年度の会計期間は、第35条の規定にかかわらず、設立日から平成24年3月31日までとする。

会長	田中	利夫
副会長	白井	泰治
	福田	幸雄
	仲邑	隆之
会計	前田	慎一郎
	齊藤	浩一郎
監査	渋川	智一
	江添	芳房